

# 「自宅再建利子助成事業」のご案内

## 1. 助成の内容

平成28年熊本地震の被災者で、居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を助成します。

- ※ 日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」との併用はできません
- ※ 民間賃貸住宅入居支援助成、公営住宅入居初期経費助成との併用はできません
- ※ 「災害援護資金の貸付」に係る利子は助成対象となりません

## 2. 対象者

次の(1)(2)(3)の要件を満たし、**令和5年3月31日までに本件申請が出来なかったやむを得ない事情**があった方が再建先(熊本県内)の住宅へ入居した場合に対象となります。

(1) 次のア及びイのいずれかに該当する方

ア 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅)の入居者で、供与期間中に退去した方(供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した方)

イ 応急仮設住宅入居者以外で、次の(A)及び(B)のいずれかに該当する方

(A) 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊、大規模半壊』の方

(B) 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住宅を解体した方

(2) 住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入(所得)額が、世帯収入要件を満たす世帯

(3) 上記(1)、(2)のいずれも満たし、住宅を再建するために自ら又は自らの2親等以内の親族が金融機関等から融資を受けた方

※ 「り災証明書」上の世帯が対象となります。1世帯につき、1回限り申請可能です

## 3. 収入要件

(1) 世帯収入(世帯員の合計): 給与収入のみの場合500万円以下

(事業所得の場合350万円以下)

(2) 世帯の中に23歳未満の「子」を扶養する方がいる場合は下記のとおり収入要件が緩和されます

扶養親族 1人の場合 世帯収入550万円以下(事業所得の場合390万円以下)

扶養親族 2人の場合 世帯収入600万円以下(事業所得の場合430万円以下)

扶養親族 3人以上の場合 世帯収入700万円以下(事業所得の場合510万円以下)

※ 個人事業者等(給与収入以外)は、所得で判断します

※ 高齢者、障がい者についても、収入要件の緩和があります

## 4. 助成額

助成額: 借入額(※1)、利率(※2)、返済期間より算定した利子額を一括交付

※1 実際の借入額が850万円を超える場合、助成額算定の借入額は850万円とします

※2 実際の借入契約の利率と、借入時の住宅金融支援機構「災害復興住宅融資」の基本融資額の利率(団体信用生命保険に加入しない場合の利率)とのいずれか低い利率とします

※ 店舗兼住宅などを新築・購入、補修するため融資を受けた場合は、居住部分の割合で借入額を算定します(居住部分の割合は、図面等にて確認いたします)

裏面も必ずご確認ください

## 5.ご提出いただく書類

【共通】(申請書は申請窓口または市ホームページより入手できます)

- ☐ 熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- ☐ 住宅再建後の住民票(再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの)
- ☐ 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年の収入(所得)を証明する(前年の収入(所得)を証明する所得・課税証明書が取得できない場合は、前々年の収入(所得)を証明する)所得・課税証明書(個人用、世帯全員のもの)
- ☐ 住宅債務に係る金銭消費貸借契約書(住宅ローン契約書等)、抵当権設定契約書(抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等)及び返済予定表の写し
- ☐ 補助金の振込先が分かる預金通帳の写し(原則申請者名義のもの)
- ☐ 請求委任及び口座振替支払依頼書(申請窓口または市ホームページより入手できます)
- ☐ 入居者一覧表(申請窓口または市ホームページより入手できます)
- ☐ 自宅再建利子助成事業完了実績報告書(申請窓口または市ホームページより入手できます)  
※ 「り災証明書」の提示により、住民票及び所得・課税証明書の交付手数料が免除される場合があります
- ☐ やむを得ない事情に関する申出書(申請窓口または市ホームページより入手できます)

【世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる方】

- ☐ 被扶養者一覧表(申請窓口または市ホームページより入手できます)

【り災証明書の判定が半壊で、やむを得ず住宅を解体された方】

- ☐ 被災した住宅の解体を証明する書類の写し(閉鎖事項証明書、被災家屋等の解体・撤去完了通知書又は被災者生活再建支援金の支給決定通知書)

【別居する扶養親族がいる方】

- ☐ 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明(戸籍抄本)
- ☐ 住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年の別居する扶養親族の収入(所得)を証明する(前年の収入(所得)を証明する所得・課税証明書が取得できない場合は、前々年の収入(所得)を証明する)所得・課税証明書

【世帯の中に障がい者又は特別障がい者がいる方】

- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し(氏名、生年月日、障がいの程度が記載されている箇所)

【申請者と融資を受けた方が異なる場合】

- ☐ 申請者と融資を受けた方の関係を示す書類(戸籍全部事項証明書等)

【申請者以外(2親等以内の親族に限る)の方に補助金の振込みをする場合】

- ☐ 申請者と補助金受領者の関係を示す書類(戸籍全部事項証明書等)
- ☐ 委任状(申請窓口または市ホームページより入手できます)

## 6.申請手続き

○再建先住宅へ入居後、下記窓口にてお手続きください。※申請には印鑑(シャチハタ不可)が必要です  
申請窓口:各区役所 福祉課(受付時間 月～金曜日の8:30～16:00(祝日除く))

※ 再建先の住宅に入居後、原則6ヶ月以内にご申請ください。

○申請期限: 令和7年(2025年)3月31日(月)

## お問い合わせ先

|                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| [中央区福祉課] ☎ 096-328-2312 | [東 区福祉課] ☎ 096-367-9127  |
| [西 区福祉課] ☎ 096-329-5403 | [南 区福祉課] ☎ 096-357-4129  |
| [北 区福祉課] ☎ 096-272-1118 | [健康福祉政策課] ☎ 096-328-2972 |